

【 教育委員会 】

件 名	就学支援金の認定事務作業の遅延等について
<p>申立概要 【受理2.2.28】</p>	<p>高校教育課所管の就学支援金の認定事務作業が大幅に遅延している。令和元年9月に府立高校（以下「学校」という。）から発送した申請の可否について、令和2年2月になって通知があり、学校は生徒保護者に通知した上で、却下の場合は授業料を徴収しなければならない。</p> <p>保護者の視点からすると、学校側からの連絡は書類提出後一切無く、最大9箇月分の授業料を通知から2週間以内に支払わなければならない。</p> <p>学校の視点からすると、スケジュール感がつかめず、高校教育課からの事務連絡が通知日の直前となることが度々ある。内容の確認等のための十分な時間を割くことができず、煩雑で見落としや誤りが起こる可能性が高くなる。また、高校教育課からの連絡自体に、通知対象者が漏れている等の不備がある。</p>
<p>確認事項</p>	<p>以下のとおり確認した。</p> <p>就学支援金制度の事務は、平成30年度までは、保護者等の所得の確認は、学校が取りまとめた課税証明書等により、高校教育課が府独自のシステムで登録及び確認を行っていた。令和元年度からは、従来の課税証明書等の書類に加え、マイナンバー（個人番号）情報が記載された書類でも可能とされたことにより、新たに国のシステムと、課税情報を照会・取得するための府のシステムで運用することとなった。まず、国のシステムにおいて登録を行い、これらを府のシステムと連携させ、保護者等の課税情報が取得できなかった場合は課税証明書等の追加提出により、登録するという手順が必要となった。</p> <p>昨年度と比べ決定が遅延した要因は、次のようなものであった。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和元年度から所得確認書類が封筒に封緘されて高校教育課に提出される取扱いとなったため、記入漏れなどの点確認作業に時間を要した。 ② マイナンバー情報を含む審査業務及び入力業務を一体的に請け負う業者がなく、別々の業者に分けて委託せざるを得ず、業者間の連携に時間を要した。 ③ 新システムで行う手順が増加し、事務処理がスムーズでなかった。 <p>高校教育課は、就学支援金の窓口となる学校に対し、決定作業の遅延や進捗状況を学校に十分説明できておらず、通知が直前となった事例等があった。</p>

	<p>認定決定の連絡が遅れた保護者に対しては、高校教育課長名のお詫び文書の添付を依頼し、授業料を徴収することとなった保護者には、高校教育課から当該保護者に直接説明して理解を求めることもあった。</p> <p>また、教育庁管理課からは、授業料の分納や延納について、学校や保護者の負担を考慮した取扱いを各学校に通知している。</p> <p>高校教育課は、これらの課題を踏まえ、令和2年4月の手続は従来の課税証明書等によることとし、7月からのマイナンバーによる手続を6月頃に前倒しして開始して、11月までに決定通知ができるスケジュールの構築、学校での形式点検の方法、審査手順などの事務改善や進捗状況の情報提供の在り方など検討している。</p> <p>なお、高校教育課においては説明会を開催するとともに、新規採用職員向けの講座資料を学校に配布し、若手職員等に周知するなど学校内での情報共有を依頼する予定である。</p>
<p>結果（要望） 【通知2.5.22】</p>	<p>事務の遅延は保護者の負担につながる可能性があるため、適正なシステム運用と正確な事務処理を行うよう要望した。</p> <p>また、学校現場との連携を密にし、事務の進捗状況を適時に情報提供するとともに、若年層職員への丁寧な説明や制度の研修を行い、適正かつ円滑に事務を遂行するよう要望した。</p>
<p>対応状況</p>	<p>令和2年4月の手続は従来の課税証明書等によることとし、7月からのマイナンバーによる手続の6月開始、11月までの決定通知ができるスケジュールの構築、学校での形式点検の方法、審査手順などの事務改善や進捗状況の情報提供を行った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和2年3月以降は説明会の開催ができなかったが、説明会を開催した場合と同様の資料を学校に提供するとともに、新規採用職員向けの講座資料を学校に配布し、若手職員等に周知するなど学校内での情報共有を依頼した。</p>